

山口県都市計画審議会
会 長 鷗 心治 様

山口市長 伊藤 和貴

山口都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

山口都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|--|
| (1) 地名地番 | 山口県山口市下小鯖字面坊 10365 番 38、10365 番 39 の一部、10346 番 2 の一部 |
| (2) 用途地域 | 指定なし |
| (3) 防火地域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第22条区域、特定用途制限地域 |

2 設置者 山口県山口市三和町6番5号 有限会社 光田商店 代表取締役 前田 恵一

3 用途 産業廃棄物処理施設

4 敷地面積 12,188.01 m²

5 建築面積 2,814.36 m²

6 延べ面積 2,686.20 m²

7 建物概要 鉄骨造平家建て2棟

8 処理能力	破砕処理施設：廃プラスチック類	207.1 t/日
	がれき類	269.1 t/日
	木くず	241.7 t/日

9 周囲の状況

当該敷地は、JR 山口線山口駅から南東側に直線距離で約4.7キロメートル、山口インターチェンジから南西側に約0.7キロメートルの距離に位置し、面貌山の麓に開発許可により造成された敷地で、その周囲には工場等の建物が立ち並ぶ場所です。

10 諮問の理由

当該施設は、廃プラスチック類、がれき類、木くずを破砕処理する産業廃棄物処理施設です。破砕処理した廃棄物は再資源化され循環型社会の形成に貢献するものです。また、この施設は、建築基準法第51条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでないことから、同条ただし書の規定を適用しようとするものです。